

○高木委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず1点目の請願・陳情議案の審査についてということで、建設公営企業常任委員会で扱っています陳情第11号の自転車にやさしいまちづくりについてを議題といたします。

こちらについて、委員の皆さんからまず御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、各会派に判断ができるかどうかの状況について確認をさせていただきたいと思えます。

まず、自民党・市民会議。松田たくや委員。

○松田たくや委員 もう少し時間をください。

○高木委員長 民主・市民連合。塩尻委員。

○塩尻委員 もう少しお時間をください。

○高木委員長 次に、公明党。もんま委員。

○もんま委員 私どもの会派も意見がまだ調わない状況なので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○高木委員長 続いて日本共産党。まじま委員。

○まじま委員 私どもも、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○高木委員長 今、全会派に判断を確認させていただきました。全ての会派について、もうしばらく時間をいただきたいと思いますので、いずれにしましても、前期のこの委員での建設公営企業常任委員会は本日が最終となりますので、この中身については保留としながら、次期体制の後期の委員に引き継いでいきたいと思えます。

続きまして、2点目に入ります。令和3年第3回臨時会提出議案について、報告第3号、専決処分報告について、理事者から説明をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 令和3年第3回臨時会提出議案のうち、建築部に関わるものについて説明いたします。

報告第3号、専決処分報告についてであります。本件は、令和3年2月27日に、春光台4条4丁目の市営住宅、春光台団地におきまして、市営住宅のバルコニーの排水管から落下した氷により、当該敷地内に駐車していた2台の車両を破損した事故であり、そのうち1台について、損害賠償の額を43万8千482円と定め、本年4月20日に専決処分したものであります。なお、他の1台についてはまだ損害賠償の額が確定しておりませんので、確定の後、改めて報告いたします。今後は、同様の事故が起こることのないよう、市営住宅施設の適正な維持管理に努めてまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。令和3年第3回臨時会提出議案のうち、建築部に関わるものについては以上でございます。

○高木委員長 ただいまの理事者の説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 ただいまの部分については、臨時会の提出議案ということですので、本日の段階では説明をいただいたということでとどめておきたいと思います。

3点目の報告事項に入っております。特定空家等への行政代執行について、理事者から報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 特定空家等への行政代執行について報告いたします。

本件は、4月8日に開催された本委員会において、旭川市永山地区に位置する特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法により建築物等の除却を命じた旨を報告したものであり、当該建築物が命令の期限である令和3年4月30日までに除却されなかったことから、今般、行政代執行により市が建築物等を除却することを決定いたしました。行政代執行の実施に当たっては、当該建築物等の所有者に対し、本年6月21日までに除却されない場合、市が行政代執行により当該建築物を除却する旨を本年5月10日付で戒告したところであり、本年6月下旬頃、当該建物所有者に対する代執行令の通知を経て、本年7月中旬に行政代執行による建築物等の除却を予定しております。

特定空家等に関する報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の常任委員会については、以上で散会したいと思います。

---

散会 午前10時06分